

## 手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
車両等装置用計量器の装置検査	
根拠法令	
計量法	
条項	
第16条第3項	
手続対象者	
車両等装置用計量器の装置検査の受検を希望する方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
車両等装置用計量器の装置検査を受けようとするとき	
提出書類	
① 装置検査申請書	
手数料	
700円	
審査基準	
計量法第75条第2項	
標準処理期間	
1日	
相談窓口	
計量検定所	
備考	